

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務等取扱要綱

平成20年12月26日局長決裁

最終改正令和2年11月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市交通局が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「元請業者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年国総建第197号・国総建整第154号））

（以下「本制度」という。）を利用する場合に、名古屋市交通局工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に基づき工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡を承諾する事務の取扱い等について定める。

(債権を譲渡することができる者)

第2条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請業者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第3条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が適当と認める民間事業者とする。

(対象工事)

第4条 本制度は、第6条に定める債権譲渡承諾の依頼時において、次項で定める工事を除き、当該年度内に終了が見込まれる工事のうち、出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 当該工事において名古屋市交通局低入札価格調査要領（平成8年3月29日局長決裁）第5条第1項に定める調査を受けた者が落札者となった工事
- (2) 履行保証を付した工事のうち、本市が役務的保証を必要とする工事
- (3) その他債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由があると認められる工事

2 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事又は次年度に繰り越される工事であつて、第6条に定める債権譲渡承諾の依頼時において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるものについては、本制度の対象工事とする。この場合における債権譲渡については、年度ごとの分割譲渡は認めないものとし、債権譲渡を承諾する時点は、出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(譲渡できる債権の範囲)

第5条 譲渡できる債権の範囲は、当該工事が完成した場合においては、契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、

中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該契約が工事の完成前に解除された場合は、契約約款第48条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項に定める本市の請求権に基づく金額については、契約保証金や履行保証保険金等で充当できる金額がある場合、その充当した金額を差し引くものとする。
- 3 契約変更により当該工事請負契約代金額に増減が生じたときの第1項に定める工事請負金額は、変更後のものとする。
- 4 当該工事請負契約に変更が生じた場合、債権譲渡人は、遅滞なく、変更後の契約書の写しをもって債権譲受人に通知しなければならない。

(債権譲渡承諾の依頼)

第6条 債権譲渡承諾の依頼をする場合、債権譲渡人及び債権譲受人は、共同して、名古屋市交通局長（以下「局長」という。）に対して、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書（様式1-1、ただし、電子記録債権を活用したスキームを利用する場合にあっては様式1-2）（3部）
 - (2) 債権譲渡先との間で締結した、本市の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約証書（様式2-1、ただし、電子記録債権を活用したスキームを利用する場合にあっては様式2-2）の写し（1部）
 - (3) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3月以内）（各1部）
 - (4) 工事履行報告書（様式3）（1部）
 - (5) 保証人等の承諾書（債権譲渡について、本市以外で保証人等の承諾が必要とされている場合に限る。）の写し（1部）
- 2 前項の依頼は工事主管課を通じて行うものとし、工事主管課長は連絡票（様式4）を添えて、会計課長へ送付するものとする。

(債権譲渡の承諾等)

第7条 局長は、前条第1項の依頼を受けた日の翌日から起算して、原則として、7日以内に承諾するか否かを債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ通知しなければならない。

- 2 債権譲渡を承諾する場合は、確定日付を押印した債権譲渡依頼書・債権譲渡承諾書（以下「債権譲渡承諾書」という。）の返却をもって前項の通知とする。
- 3 債権譲渡を不承諾とする場合は、債権譲渡不承諾通知書（様式5）において、その理由を明らかにしなければならない。

(出来高確認)

第8条 前条の承諾に係る出来高の確認は、工事履行報告書の内容をもって足りるものとする。

- 2 本制度の利用に係る債権譲渡や融資に際し、当該債権の担保価値の査定等で出来高確認

が必要となる場合は、債権譲受人等が自らの責任において行うものとする。

(支払請求)

第9条 債権譲受人が当該債権の支払請求をするときは、請求書に債権譲渡承諾書の写し及び債権譲渡契約証書の写しを添付するものとする。

(その他)

第10条 債権譲渡の承諾によって、本市に対する元請業者の責務が一切軽減されるものではない。

2 債権譲渡を承諾した後は、当該工事に係る中間前金払及び部分払（第4条第2項で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）の請求はできないものとし、第4条第2項で定める工事のうち債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事については、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に応ずる出来高予定額に対する前金払及び中間前金払についても請求できないものとする。

3 局長は、債権譲渡承諾の依頼をしたことをもって、当該債権譲渡人の経営状況が不安定であるとみなし、又は入札・契約手続において不利益な扱いをしてはならない。

附 則

この要綱は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先) 名古屋市交通局長

請負者

(譲渡人) 所在地
商号又は名称
代表者

実印

(譲受人) 所在地
商号又は名称
代表者

実印

譲渡人(以下、甲という)と譲受人(以下、乙という)間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が名古屋市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、名古屋市交通局工事請負契約約款(以下、契約約款という)第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとしします。

なお、名古屋市に対する甲の責務は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は契約約款第34条に定められた中間前金払及び第36条に定められた部分払(債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事又は次年度に繰り越される工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)は、名古屋市によるご承諾以降は請求せず、当該工事が債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事の場合は、各年度の債務負担行為の年割額に必ずる出来高予定額に対する前金払及び中間前金払についても請求しません。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4. (1)請負代金額	金	円	ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
ー(2)前払金額	金	円	
ー(3)中間前払金額	金	円	
ー(4)部分払金額	金	円	
(5)債権譲渡額	金	円	(年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 様
[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって本市に対する甲の責務が一切軽減されるものではありません。

また、甲及び乙は契約約款第34条に定められた中間前金払及び第36条に定められた部分払（債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事又は次年度に繰り越される工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）は、本承諾以降は請求できず、当該工事が債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事の場合は、各年度の債務負担行為の年割額に应ずる出来高予定額に対する前金払及び中間前金払についても請求できないものとします。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、契約約款第48条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

3. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

4. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

名古屋市交通局長

印

確定日付印欄

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先) 名古屋市交通局長

請負者		
(譲渡人)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	実印
(譲受人)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	実印

譲渡人（以下、甲という）と譲受人（以下、乙という）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が名古屋市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、名古屋市交通局工事請負契約約款（以下、契約約款という）第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号）に従い、本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし、一部を除く）の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、名古屋市に対する甲の責務は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は契約約款第 34 条に定められた中間前金払及び第 36 条に定められた部分払（債務負担行為に基づく 2 年度以上にわたる工事又は次年度に繰り越される工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）は、名古屋市によるご承諾以降は請求せず、当該工事が債務負担行為に基づく 2 年度以上にわたる工事の場合は、各年度の債務負担行為の年割額に应ずる出来高予定額に対する前金払及び中間前金払についても請求しません。

記

- 工 事 名
- 工事場所
- 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
- | | | | |
|--------------|---|---|-----------------------------|
| (1) 請負代金額 | 金 | 円 | ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による |
| －(2) 前 払 金 額 | 金 | 円 | |
| －(3) 中間前払金額 | 金 | 円 | |
| －(4) 部分払金額 | 金 | 円 | |
| (5) 債権譲渡額 | 金 | 円 | (年 月 日現在見込額) |

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

〔甲〕様

〔乙〕様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって本市に対する甲の責務が一切軽減されるものではありません。

また、甲及び乙は契約約款第34条に定められた中間前金払及び第36条に定められた部分払（債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事又は次年度に繰り越される工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）は、本承諾以降は請求できず、当該工事が債務負担行為に基づく2年度以上にわたる工事の場合は、各年度の債務負担行為の年割額に应ずる出来高予定額に対する前金払及び中間前金払についても請求できないものとします。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、契約約款第48条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.

(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

名古屋市交通局長

印

確定日付印欄

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第 1 条（譲渡債権）

甲と名古屋市（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第 2 条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第 3 条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第 4 条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第 5 条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と名古屋市（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

4 甲が本契約の規定により乙に対して行う債権譲渡の対価である買取代金（以下、本件買取代金という）の支払いは、乙を発生記録における債務者とする電子記録債権の発生により行うものとする。なお、第6条の規定により乙が発生させた電子記録債権の合計額が、本件買取代金を下回る場合には、その差額の支払いを金銭により行うことができるものとする。

5 前項により電子記録債権の債権者となった甲は、速やかに一般財団法人建設業振興基金と債務保証契約を締結している金融機関に当該電子記録債権を譲渡しなければならないものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第7条第1項の清算払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

第6条（電子記録債権払い）

甲は、本件請負工事の出来高が全体の50%に到達した段階で、本件買取代金のうち電子記録債権による支払い（以下、電子記録債権払いという）を乙に対して請求することができる。

- 2 甲は、電子記録債権払いを請求する場合には、乙に対して、遅くとも当該電子記録債権払いを希望する日の●営業日前までに、乙に対し、本契約別紙●の様式の電子記録債権払い請求書にて下記の事項を含む明細を通知の上、当該電子記録債権払い請求書を乙に交付するものとする。

(1) 電子記録債権払いを希望する日

(2) 乙が合理的に満足する内容の出来高査定に係る資料

(3) 既に電子記録債権払いを行ったことがあるときは、前回の請求の内容（前回の請求時点における出来高を含む）

- 3 乙は、甲から前項に定める様式による電子記録債権払いの請求を受領した場合には、速やかに本件請負工事の出来高の査定を行う。

- 4 乙は、前項の規定による査定を踏まえて、当該電子記録債権払い請求の全部又は一部を承諾し、又はこれを承諾しないことができる。

- 5 乙は、前2項に従って検討した結果、電子記録債権払いを承諾する場合には、乙を発生記録における債務者とし、甲を発生記録における債権者とする電子記録債権（以下の内容を含むものとする）を発生させる。

(1) 支払期日 本件工事請負契約等を踏まえ、乙が決定した日

(2) 債権額 本件工事請負契約及び第1条第1項（7）の債権譲渡額、本条第3項の本件請負工事の出来高の査定等を踏まえ、乙が決定した金額

第7条（清算払い）

乙は、本件工事請負契約に基づき丙から譲渡債権に係る支払を受けた場合には、受領した金額から、前条の規定により発生させた電子記録債権の債権額及び乙が本契約を履行するに際して負担した諸費用（乙が前条の規定により発生させた電子記録債権の決済のために借入れを行った場合における、当該借入に係る利息、乙所定の手数料その他の負担金を含む）を控除して得た残額を、本件買取代金の最終の支払（以下、清算払いという）として甲に交付する。

- 2 乙が清算払いを実施することにより、本件買取代金の支払は完了し、甲はその後に譲渡

債権の譲渡に関して何らの支払も請求することができない。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、乙以外の者は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（解除）

次に掲げる事由が発生した場合には、乙は、その選択に従い、本件債権譲渡の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 甲が第6条第2項に規定する電子記録債権払い請求書及びその附属資料（出来高査定に係る資料を含む）に虚偽の記載があった場合
- (2) 甲が本契約に基づく義務に違反した場合又は甲による本契約における表明及び保証が真実かつ正確でなかったことが判明した場合
- (3) 甲について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (4) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 丙が甲に対し、本件工事請負契約に基づく工事の履行遅滞、履行不能、不完全履行、相違、瑕疵、数量の相違等を理由として、譲渡債権の全部又はその一部に関し、その不成立、無効、取消、解除又は抗弁を主張した場合
- (6) 本件工事請負契約が解除された場合又は本件工事請負契約に基づき丙から支払われる譲渡債権の金額が既に行われた電子記録債権払いに係る電子記録債権の債権額を下回ることとなった場合
- (7) 甲の所在不明等により本契約又は本件工事請負契約の履行を行うことが困難と認められる場合

2 前項の規定により解除がなされた場合には、本契約の当事者は相手方に直ちに原状回復を行う義務を負う。この場合において、解除の時点で既に行われた電子記録債権払いがあるときは、甲は乙に対し、原状回復として、次に掲げる行為を行うものとする。

- (1) 当該電子記録債権の債権額（ただし、一部解除の場合には、当該電子記録債権の債権額と、解除に係る譲渡債権の額のいずれかの小さい方の金額。以下「解除対象額」という。）を、譲渡記録（解除対象額が当該電子記録債権の債権額に満たない場合には、分割記録及び譲渡記録。）によって再度乙に譲渡すること、又は解除対象額の金銭を支払うこと
- (2) 乙が解除に関して負担した諸費用（乙所定の手数料を含む。）を支払うこと

3 第1項の規定による解除にかかわらず、乙に損害が生じた場合、乙は甲に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

(様式3)

工事履行報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市交通局長

請負者 所在地
商号又は名称
代表者

下記出来高に相違ありません。

記

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
(その他記載欄)			

(備考) 必要に応じて、適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式4)

連 絡 票

年 月 日

会計課長 様

〇〇課長

年 月 日付の債権譲渡承諾依頼に係る下記の工事については、工事履行報告書により、出来高が2分の1以上（ある・ない）ことを確認しましたので、依頼書及び添付書類を添えて連絡します。

記

工事名 _____ 工事

特記事項（あり・なし）

----- (切り離さない) -----

連 絡 票

年 月 日

〇〇課長 様

会計課長

上記の工事に係る債権譲渡承諾依頼については（承諾・不承諾）とし、年 月 日付で依頼者あて通知しましたので、関係書類を添えて連絡します。

特記事項（あり・なし）

(様式5)

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日

 [甲] 様

 [乙] 様

名古屋市交通局長 印

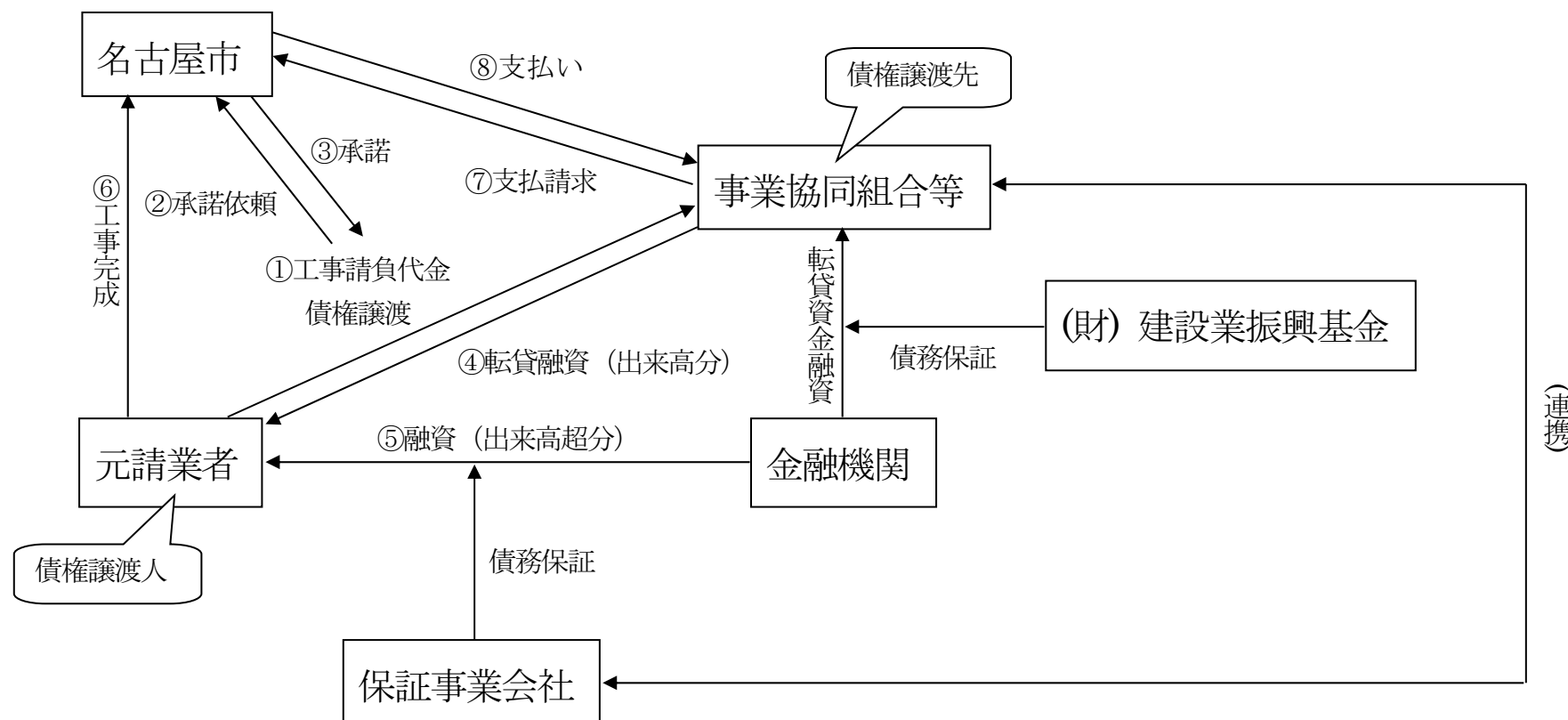
年 月 日付の下記1の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2のとおり承諾できません。

記

1 工事名

2 承諾できない理由

地域建設業経営強化融資制度の概要



地域建設業経営強化融資制度の概要
(電子記録債権を活用したスキームを利用する場合)

